

第十七条の二の二の次に次の二条を加える。

(検定等の指定)

第十七条の二の三 令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験(以下この条において「検定等」という。)は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づいて設立された公益法人(以下単に「公益法人」という。)で、検定等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する検定等であること。

二 正当な理由なく受検又は受験を制限する検定等でないこと。

三 国土交通大臣が定める検定等の実施要領に従って実施される検定等であること。

2 前項に規定するもののほか、令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等

3 令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

検 定 等 を 実 施 す る 者		主 たる 事 務 所 の 所 在 地	検 定 等 の 名 称
名 称			
社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	二級建設機械施工技術研修の修了試験	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管理技術研修の修了試験	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	土木施工技術者試験	
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目一番十二号	二級建築施工管理技術研修の修了試験	
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目一番十二号	建築施工技術者試験	
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目一番十二号	電気工事施工技術者試験	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級管工事施工管理技術研修の修了試験	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	管工事施工技術者試験	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	造園施工技術者試験	

(指定試験機関の指定)

第十七条の二の四 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	名 称	主たる事務所の所在地	指定をした日
建設機械施工	社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	昭和六十三年十月十七日
土木施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
建築施工管理	財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日
電気工事施工管理	財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日
管工事施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
造園施工管理	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日

第十七条の二十第一項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づいて設立された」を削り、有すると国土交通大臣が認める者を「有するもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十七条の十八第四項の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	講習の名称
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	監理技術者の講習
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	監理技術者の講習

第十七条の二十の次に次の一条を加える。

(指定資格者証交付機関の指定)

第十七条の二十の二 法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

名 称	指定資格者証交付機関	指定をした日
財団法人建設業技術者センター	主たる事務所の所在地 東京都中央区新川二丁目十七番二十五号	昭和六十三年七月十一日

第十九条を第十八条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(経営事項審査の項目及び基準)

第十九条 法第二十七条の二十三第三項に規定する経営事項審査の項目及び基準においては、法令に基づく資格又は第十七条の二第一項の規定により認定を受けた事業に係る資格以外の資格を用いることはできない。ただし、建設業者の従業者又は従業者になろうとする者の建設業の経理に関する知識を審査し、証明する事業(以下「経理知識審査等事業」という。)であつて、国土交通大臣が指定するものに係る資格については、この限りでない。